

令和2年第1回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和2年3月30日
- ・開会 令和2年3月30日
- ・閉会 令和2年3月30日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤	忍	7番	品田	好博
2番	三條	幸夫	8番	齋藤	宏司
3番	上地	史隆	9番	松岡	克美
4番	田中	裕之	10番	深川	昇
5番	原本	哲己	11番	松田	信行
6番	沢出	好雄	12番	近藤	哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長

副 町 長 産 業 課 長

総 合 支 所 長 産 業 課 参 事

会 計 管 理 者 地 域 振 興 課 長

総 務 課 長 住 民 福 祉 課 長

福 祉 課 長 総 務 課 主 査

福 祉 課 参 事

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第1回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和2年3月30日（月） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 議案第34号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第35号 大空町メルヘン観光交流センター条例の一部を改正する条例制定について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町 長 山 下 英 二

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副 町 長	川 口 明 夫	産 業 課 長	藤 田 勉
総 合 支 所 長	伊 藤 裕 幸	産 業 課 参 事	中 村 直 樹
会 計 管 理 者	平 田 義 和	地 域 振 興 課 長	作 田 勝 弥
総 務 課 長	南 部 猛	住 民 福 祉 課 長	星 加 政 志
福 祉 課 長	佐々木 徳 幸	総 務 課 主 査	土 田 康 裕
福 祉 課 参 事	鈴 木 章 夫		

3. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事 務 局 長 菊 地 教 男 事 務 局 主 幹 田 中 学

以上のとおり報告する。

令和2年3月30日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄

諸 般 の 報 告

《令和2年3月6日～令和2年3月30日》

- 3月 6日 第5回議員協議会
第14回総務厚生・第13回産業建設文教合同常任委員会
第14回総務厚生常任委員会
第13回産業建設文教常任委員会
第9回議会運営委員会
- 9日～11日 予算審査特別委員会
- 10日 第14回産業建設文教常任委員会
第10回議会運営委員会
- 27日 第15回総務厚生・第15回産業建設文教合同常任委員会
- 30日 第16回産業建設文教常任委員会
第11回議会運営委員会
令和2年第1回臨時会

(開会 午前10時00分)

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから令和2年第1回大空町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、
会議規則第127条の規定によって、議長において、4番、田中裕之議員及
び5番、原本哲己議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会
審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許し
ます。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇齋藤議員 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたしま
す。本臨時会を開くにあたり、本日、午前9時より議会運営委員会を開催し、
会期について協議をいたしました。

本臨時会には、町長から提出されております案件が2件あります。その内
訳は、令和2年度補正予算が1件、条例改正の議案が1件であります。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致
で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のと
おり、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日限りに決定
しました。

この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員で
あります。本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表とし
て配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承

願います。

本日の議事日程は配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している
とおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第34号

◇議 長 日程第4、議案第34号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書1ページです。議案第34号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第1号）。令和2年度大空町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億8,679万6,000円とする。

第2項。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年3月30日提出、大空町長、山下英二。

3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。19款、繰入金に498万4,000円追加し、歳入合計は、97億8,679万6,000円とするものです。

4ページ歳出です。4款、衛生費に98万4,000円追加。7款、商工費に400万円追加し、歳出合計は498万4,000円増額し、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明いたしますので、10、11ページをお開き願います。

4款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策事業、10節、消耗品として91万2,000円。11節、新聞折込料として7万2,000円の追加は、ウイルス感染症拡大を防ぐための手指消毒剤や除菌洗剤等及び啓発用消耗品等など、そのほか新聞折り込みによる経費を計上するものでございます。

7款1項1目、新型コロナウイルス感染症経済対策事業、18節、飲食店応援商品券事業補助金として100万円、プレミアム商品券事業補助金として300万円の追加は、ウイルス感染症に伴い、大きな影響を受けている町内事業者への経営安定に向けた緊急経済対策として、大空町商工会が行う商品券事業に対し、支援するものでございます。

続きまして、歳入の説明をしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金に498万4,000円の追加

です。今回の補正予算の財源として繰り入れるものです。

以上、補正予算について説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第35号

◇議 長 日程第5、議案第35号、大空町メルヘン観光交流センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。藤田産業課長。

◇産業課長 追加議案書の1ページになります。議案第35号、大空町メルヘン観光交流センター条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年3月30日提出、大空町長、山下英二。

3ページは改正条例となっております。改正の内容につきましては、参考資料にて説明いたしますので、追加議案参考資料の1ページをお開き願います。議案第35号関係、大空町メルヘン観光交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

今回の改正につきましては、町の公共施設を借り受け営業している飲食店において、今般のコロナウイルス感染症の流行に伴い、経営に影響を受けていることから、店舗の経営支援策として、使用料の徴収猶予や免除措置を考える必要があるため、現行の大空町メルヘン観光交流センター条例においては適用規定がないことから、今回追加するものであります。

第9条の2として、使用料の減免又は徴収猶予。町長は、特別の理由があ

ると認めるときは、使用料の減免又は徴収を猶予することができることを追加し、第12条第3項では、第9条を第9条及び第9条の2に改めるものがあります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の大空町メルヘン観光交流センター条例の規定は、令和2年3月1日から適用するものがあります。

以上、提案理由について説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。この条例の改正については、特に異論はありません。

ただ、町内に同じような公共施設を利用して飲食店を営んでいるところがあるような気もするのですが、その辺の調査はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

◇議 長 藤田産業課長

◇産業課長 同様の施設ですと図書館に入っている店舗がそうかと思われま

す。使用料を徴収して店舗営業しているのは、その1店舗かと思われま

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。不公平なことにならないようにしていただきたい

と思います。

◇議 長 藤田産業課長。

◇産業課長 同じような取り扱いとなるように進めてまいりたいと思いま

す。今回の条例改正につきましては、この施設の条例において、こういった規定がなかったもので、新たに追加させていただくということでございますので、ご了承いただきたいと思いま

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第35号、大空町メルヘン観光交流センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、大空町メルヘン観光交流センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 おはようございます。本日は3月30日ということでございます。

先日、第1回の町議会定例会が終了したばかりということではありますが、令和2年度の補正予算を含む審議をお願いしたところでございます。異例の臨時会の開催に、ご理解をいただきましたことにお礼を申し上げたいと存じます。

2月の末に新型コロナウイルス対策を進めるための準備本部、さらには対策本部を設置したところでございます。そういった中ではありますが、対策が系統立てて、計画的に進んでいる状況にはございません。大変場当たりの対策になっておりますことを皆様には申し訳なく思うところでございます。

ただ、こういった不測の事態といいまじょうか、なかなか通常あり得ないような状態の中で、どのように舵取りをしていくか、それはいろいろな情報を集めながら、先々を見通していくこと、また、日々変わるその変化の状況に応じて、即時に対応するということが必要ではないか、そのことを旨としながら、取り組んでいるところでございます。

これまでも感染の予防の対策でありますとか、町民の皆様に対する情報の提供、また、金融、中小企業振興資金の改正でありますとか、さらには建設業の方々に関係する工期の延長、また、前払い金制度の考え方の整理、さらにはイベントの延期なども行ってまいりました。

また、第三セクターを中心としてではありますが、雇用のしっかりとした確保、それに対応する職員の対応などについても、それぞれ指示をしてきたところであります。

また今般は、この使用料の納付の猶予等を可能とする条例制定ということで、その他の施設などについても確認をいたしました。この施設だけがこういった規定がないということから、まずは整備をさせていただきたいということで準備をさせていただきました。

併せて町内の経済活動、特に飲食を中心に止まってしまっているという状況がありますので、そういったものを底支えするような対策を今回は打ち出

したところでございます。

しかし、これで全てではなく、この対策というのは今後、長期に渡るものと思っております。一旦収束が見通せたとしても、それから観光事業でありますとか、例えば女満別空港の便数を従来の便数まで戻すことでありますとか、そういった対策も必要になってくるだろうと。また、芝桜まつりなども間近に控えておりますが、これも例年どおりの開催とはならないと考えておりますので、そういった対策も打っていかねばならないと考えてございます。

国や北海道の対策、少しずつ形が見えつつあるところがあります。そういったものをしっかりと注視しながら、迅速果敢に取り組んでまいりたいと決意をいたしているところであります。

この機会に議員、また町民各位にお願いを申し上げたいと思います。先ほど言いましたように、このコロナとの戦いは長期戦になるものと思っております。行政が頑張るだけでは乗り越えられない事態ではないかと考えておりまして、町民それぞれの皆さんが、それぞれのお立場で一丸となって取り組むことが必要ではないかと考えてございます。まずは感染予防の対策、町民の皆様にご協力をいただかなければなりません。また、地域の経済を支える上では役場だけが頑張るということではなく、町民の皆様にもご理解をいただいて、上手に消費活動を進めていただきたいと思います。今回の飲食の応援券なども商工会で発売をする訳であります。いち早く予約を入れていただいて、ほとぼりが冷めた中で、みんなで楽しく飲食ができるような、そういう使い方を私どもと一緒に進めていただくようお願いを申し上げたいと思っております。

今回は、町の施設に関わるテナントなどの使用料の猶予ができる対策となりましたが、民間の方々からお借りをしている事業者の方々もいるかと思っております。大家さん、家主の方にもそういった中での配慮もお願いをしなければなりません。また、今後は自家営業で、自分の施設としてやっつけらっしゃる方々、国などは固定資産税の猶予でありますとか減免という措置も検討されていると伺っております。そういった中で、皆さん方が等しく乗り越えられるような対策にしていかねばならないとも考えております。

また、金融機関の方々には、中小企業振興資金の貸付利率について、通常枠よりも低い設定もいただいて、ご協力もいただいております。さらに経済が冷え込んでいく中で飲食店など小売店なども含めて、それぞれの店舗での工夫による販売方式というものも皆様をお願いをしていきたいと思っておりますし、それぞれ従業員を抱えていらっしゃる雇用主の方々、従業員の方々に対する休業の保証、さらには国に対する交付金の申請など、積極的に取り組んでいただきたいと思います。そのような中で、町民一丸となって、この新型コロナの対策を講じながら、何とかこの危機を乗り越えていきたい。その先頭に立ってまいりたいと考えてございます。

今後ともご指導をいただきますように、重ねてお願いを申し上げて、本臨時会のお礼に代えさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 以上で令和2年第1回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れ様でした。

(閉会 午前10時20分)